

介護保険サービスを提供する事業所

サービス種別	
(介護予防) 訪問介護	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
(介護予防) 訪問入浴介護	地域密着型通所介護
(介護予防) 通所介護	地域密着型特定施設入居者生活介護
(介護予防) 通所リハビリテーション	地域密着型介護老人福祉施設
(介護予防) 短期入所生活介護	複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)
(介護予防) 短期入所療養介護	介護老人福祉施設
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	介護老人保健施設
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護療養型医療施設
夜間対応型訪問介護	第一号訪問事業
(介護予防) 認知症対応型通所介護	第一号通所事業
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	

- ・上記の施設・事業所での介護業務が対象となり、相談業務や施設長業務は含まれません。
- ・上記の施設・事業所以外へ転職した場合、福祉に係る施設・事業所であっても返還となります。
- ・上記の施設・事業所において、主たる業務が介護以外(相談業務や施設長業務)となった場合は返還となります。